

2011 年米国通商代表（USTR）外国貿易障壁報告書 （日本の貿易障壁言及部分：外務省作成仮要約）

平成 23 年 10 月 25 日
外 務 省

米国時間2011年3月30日、米通商代表部（USTR）が公表した「2011年外国貿易障壁報告書」の我が国に言及する部分は以下のとおり。

1 輸入政策

(1) 牛肉輸入制度

日本は米国産牛肉・牛肉製品輸出に対し、OIE基準に整合していない市場アクセス障壁を維持しており、科学及び国際基準に基づき、かつ、商業的に成り立ち得る方法で、日本市場を再び開放することは、重要な優先事項である。

(2) コメ輸入制度

日本の極めて規制的で不透明な輸入米の輸入・流通制度が日本の消費者の輸入米への意味あるアクセスを制限している。

一般ミニマムアクセス入札を通じた米国産輸入米のほとんどすべてが政府在庫に向けられ、その政府在庫から、ほとんどが加工用、飼料用又は食料援助用に仕向けられる。業界の調査によれば日本の消費者は米国産の高品質米を買おうと見込まれるにもかかわらず、米国産と特定され消費されるコメはわずかである。米国は日本が今後ともWTO上のコメ輸入量に関するコミットメントを満たすことを期待。

(3) 小麦輸入制度

日本では小麦は、農林水産省を通じて輸入され、日本の製粉会社に対し、輸入額より相当に高く売り渡される。高い価格が日本の小麦製品の価格を引き上げ、小麦の消費を減退させている。2007年に、農林水産省は国際価格の変動を踏まえて小麦の売渡し価格について頻繁な調整ができるよう小麦輸入制度を改定したが、米国政府は、引き続き日本の小麦の国家貿易の運用とそれによって貿易を歪曲する可能性を懸念。

(4) 豚肉輸入制度

（豚肉輸入制度を説明。）

(5) 牛肉セーフガード

（牛肉セーフガードの仕組みを説明。）

(6) 水産品

日本の輸入水産品に対する関税は一般的に低い、複数の製品に対する関税が米国輸出の障害となっている。他に市場アクセス問題も残っている。例えば、日本はスケトウダラ、マダラ、シロガネダラ、サバ、イワシ、イカ及びニシンに輸入割当を維持。さらに、タラ、タラコ及びスリミにも輸入割当を維持。日本の輸入割当制度行政はこの数年で著しく改善しており、魚類及び水産物の米国輸出への障壁は引き続き軽減されることが期待されている。

(7) 牛肉、かんきつ類、乳製品、加工食品への高関税

日本は、赤肉、かんきつ類、ワイン及びあらゆる加工食品を含む米国にとって重要な複数の食品に高関税を維持。これらの高関税は、一般的に日本で国内生産がある食品にかけられている。これら高関税品目の関税を削減することがWTO・DDA農業交渉における米国政府の優先事項である。

(8) 木材及び建築資材

日本は特定の木材製品の輸入を傾斜関税によって規制し続けている。木材製品への関税の撤廃は米国政府の長年の目標。

(9) 皮革製品・靴

日本は、皮革履物の日本市場への輸入を実質的に制限する関税割当枠を設定し続け、また不透明な方法で同割当枠を設定している。米国政府は、同割当の撤廃を引き続き目指していく。

2 サービス障壁

(1) 日本郵政

米国は、日本郵政を民営化すべきかについては中立である。しかし、日本郵政グループの金融機関やネットワーク会社の改革が日本の金融市場における競争に深刻な影響を及ぼしかねないことから、米国政府は日本政府の郵政改革の取組を注意深くモニターし続けるとともに、日本政府に、日本郵政各社と民間の銀行、保険、急送便事業者との間で対等な競争条件が確保されるために必要なすべての措置をとることを求めている。

急送便の分野について、米国政府は日本郵便(郵便事業株式会社)と国際急送便事業者との間の不公平な競争条件に引き続き懸念を有している。米国政府は、日本郵便が他の国際急送便事業者と同様の通関手続・費用を求められること、独占的な郵便事業の収入による日本郵便の国際急送便への補助を防止すること等により、日本が公平な競争を進めていくよう呼びかける。

米国政府はまた、日本が郵政改革を検討するに際し、透明性と情報開示の重要性を引き続き強調する。その結果として、米国政府は意思決定が行われる前に、関心を有する者が関連の政府当局や諮問委員会等に意見を述べ得るパブリックコメントの手続きと機会の十分かつ意味ある活用を行うことを含め、郵政改革のプロセスが十分に透明であることを確保するよう求め続けてきた。タイムリーかつ正確な会計報告や関連文書の開示は、引き続き会議の議題、議事録及びその他の関連文書を公開していくことと同様に郵政改革のプロセスにおいて重要な機能を果たす。

(2) 保険

日本の民間保険市場の規模や重要性及び依然として残っている障壁の範囲に鑑み、米国政府は、日本政府による規制枠組みが開放的で競争的な保険市場を促進することを引き続き高い優先事項としている。

ア かんぽ生命

米国政府は、かんぽ生命が日本の保険市場の競争に与える影響につき長年懸念を有

しており、改革の実施を引き続き注意深くモニターしている。米国政府の観点から見た重要な目標は、日本の国際的義務と整合的に、日本郵政グループと民間セクターとの間に対等な競争条件を確立することである。米国政府は日本に対し、同等の扱いを確保するためのいくつかの取組を引き続き求めていく（以下に限るものではない）：①日本郵政グループの金融機関と民間企業に対する同等の監督、②日本郵政グループの会社に保険業法のアームズ・レングス・ルールとの整合性を厳守させることや適切な会計文書の公開を含め、日本郵政内の事業や関連会社間の相互補助を防止するための適切な措置をとること及び③郵便局会社が、そのネットワークに関して、他の民間保険会社に対して、日本郵政グループの会社と同等のアクセスを与えるとともに、民間会社の商品を透明性を持って、差別なく選択し提供することを確保すること。

米国政府は、対等な競争条件が確立される前に、日本郵政グループの金融機関の業務範囲拡大を日本政府が認めないよう、引き続き求める。米国政府は、かんぽ生命に対する制限を緩め、保険加入限度額を1300万円から2500万円へ引き上げるとの2010年3月の閣僚提言を懸念。さらに、新商品認可のプロセスが透明かつ全関係者にオープンであることが肝要である。

米国政府は、日本が透明性を確保するために以下を含む措置を取り続けることを求めてきている：新商品を含めた事項に対する意思決定の前に、関心を有する者に対して、政府当局者及び政府の諮問委員会等との意味のある意見交換を行う機会が提供されること、規制、ガイドライン、政令その他の措置の策定や実施にあたり、パブリックコメント手続を十分活用すること。

米国政府は、郵政改革法案が日本郵政グループの会社に対し、規制や税制上の優遇措置、追加的に優位な競争条件を与えることを懸念することを伝えてきた。米国政府は、日本政府に対し、日本のWTOの義務と整合的に、公平な競争条件にかかる長年の懸念に十分に対応すること、米国企業からの意味のあるコメント機会を与えることを含め、政策立案プロセスに十分な透明性を確保することを求めてきた。

イ 共済

米国政府は、対等な競争条件を確保するため、共済は、金融庁による監督下に置かれることを含め、民間セクターのカウンターパートと同じ規制水準・監督に服するべきだと考える。

米国政府は、それまでの進展を逆転させる2010年の日本政府の動きを懸念してきた。例えば、11月に成立した保険業法改正法により、従来は2013年11月までに少額短期保険業(SASTIP)の要件を満たす必要があった公益法人による共済について、認可特定保険業者として当面はこれまで通り業務を行うことを認めたことである。

ウ 保険契約者保護機構 (PPC)

米国政府は、日本に対してPPCシステムについて、関係者との十分かつ意味のある審議を通じた抜本的な改革を引き続き求める。

エ 銀行窓口販売

米国政府は、銀行窓口販売チャネルについて、利害関係者からのインプットのための有意義な機会を提供し世界のベストプラクティスを考慮し、事実関係に基づいた、

透明で、タイムリーな見直しを行うことを求めていく。

オ 外国保険会社の事業の日本法人化

米国政府は、日本に対し、日本で支店を営業する外国法人でその事業を日本法人へと事業移転することを希望する際には、当該日本法人化が保険契約者や債権者を保護し、事業の継続性を確保しながら途切れのない形で行われるよう措置をとるべきであると提言してきた。米国政府は、保険業法におけるポートフォリオ及び事業移転に関する条件がこれに従って改正されることを引き続き求めていく。

(3) 金融サービス

米国政府は日本に対し、オンライン金融サービス、確定拠出年金、信用調査機関、顧客情報の共有を含め、引き続き金融セクターの改革を求める。さらに、米国政府は、ノーアクションレターや関連のシステムの効率性向上、日本の金融関連法の解釈の提示及び懸念や調査手続の改善の可能性等についてすべての関係者からのインプットを要請すること等による、同セクターにおける透明性の改善を求めてきた。日本はこのセクターにおける進捗を見せたものの、多くの課題が残っている。

(4) 流通サービス

米国政府は、日本に税関手続きを改善し、他のより迅速で、より低コストの解決策を見出すための様々な取組を行うことを求め続ける。この観点から、米国政府は、良いコンプライアンス記録を有する輸出業者に対し、輸出品の税関通過を迅速化させる日本のAE0制度の導入の取組みを歓迎。米国政府は、また、日本が税関法に基づく免税輸入限度額を1万円からより高い水準へ、例えば、2万円以上へ引き上げることを求めてきた。通関手続きは、例えば、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を利用する通関業者が通関事務所を選択できるようにすることや、貨物を扱う民間企業が所有する保税地域において税関職員が共同配置されることが認められれば、さらに円滑化されるであろう。

(5) 電気通信

米国政府は、引き続き以下のことを日本に求めていく：新興技術や事業モデルのための公平な市場機会の確保；融合・インターネット対応サービスのための適切な規制枠組みの策定；及び支配的事業者に対する競争上のセーフガードの強化。米国政府は、日本がルール策定に際しての透明性を改善すること及び制度的意思決定において公平性を確保するよう引き続き要請する。

ア 固定回線相互接続

（最近の制度変更を説明。）総務省はNTTに対し、接続料を下げるよう働きかけてきたものの、国際水準に比べ依然高いままである。

イ 支配的事業者規制

NTTはファイバー・ツー・ザ・ホーム（FTTH）サービスには十分な競争があるためアンバンドリング規制は緩和されるべきであるとしているものの、NTTの市場占有率は過去数年着実に増えている。米国政府は、融合サービス市場に参加するすべての事業者に影響するNTTの法的構造に関する全体的な見直しに照らし、日本が電気通信市場の競

争の確保に引き続きコミットするよう求めてきている。

ウ ユニバーサルサービス

ユニバーサルサービス基金が存在するにもかかわらずNTT東日本からNTT西日本への特定費用負担金を維持しているのは、重複に見える。米国政府は、この相互補助の廃止を求めてきた。

エ モバイルターミネーション（携帯電話接続）

携帯電話接続料は、未だ国際標準及び特に日本における固定回線接続料と比較し高止まりしている。2002年にNTTドコモは支配的事業者と認められたにもかかわらず、総務省はNTTドコモに対して費用の公表や料金の算出根拠の説明を求めていない。携帯セクターに新規事業者が参入する中、米国政府は効果的な競争が確保されるようNTTドコモ及び総務省の双方の行動を注視するとともに、総務省に対し、より経済的に効率的で事業間で相互に接続料を支払い合うことのない「ビル・アンド・キープ」制度への移行の利点を検討するよう働きかけてきた。

オ 新しい移動体無線免許

周波数不足と新技術に対する高い需要に照らし、米国政府は総務省に対し、特に2011年7月に放送局が地上デジタルテレビへ移行することにより入手可能となるとみられる周波数に関し、技術的中立性の原則と整合するようなタイムリーで、透明性があり、客観的で非差別的な方法で商用周波数を割り当てるため、オークションを含む代替メカニズムを検討することを求めてきた。

(6) 情報技術(IT)

ア クラウドコンピューティング

米国は、日本の国内外で提供されるデータサービスについて非差別原則を採用することを求めてきた。米国政府はまた、日本政府に対してデータセンターやクラウドコンピューティングについてのルール策定及び実行に当たっては、十分な透明性の確保と内外の企業からの意見聴取を求めてきている。

イ 医療IT

不十分な償還インセンティブに加え、相互運用性、技術的中立性及び国際的調和を欠く政府の政策は、米国の重要な市場である日本の医療ITサービスセクターの拡大を妨げる。米国政府は、技術的中立性、相互運用性を促進し、患者に診療記録へのアクセス拡大を可能とする、国際基準に基づいた医療ITの迅速な実施を通じた、ヘルスケアにおける質と効率性の改善を日本に求めてきた。

ウ プライバシー

ばらばらで一貫性のない日本の省庁におけるプライバシーガイドラインは、日本における個人情報の保存や一般的な扱いに関し、不必要に負担の多い規制環境を作り上げた。米国政府は、日本に対し、政策の標準化や一貫したガイドラインの実施を通じ、中央政府全体のプライバシー法執行にあたり、一層の一貫性が導入されることを求めてきた。米国政府は、さらに、オンライン広告に関するプライバシーガイドラインが策定される過程において、適切な情報の共有を促し、完全な透明性を確保するとともに広く協議すべく、日本がプライバシー法の規定や適用を見直すことを求めてきた。

エ IT及び電子商取引

IT及び電子商取引に関する日本の政策立案プロセスの透明性が不十分であることは、日本におけるイノベーションと競争力を妨げ、米国企業のアクセスを制限してきた。米国政府は、日本に対し、政策立案過程のすべての段階における産業界のインプットの聴取及び考慮を通じ、政策立案過程を改善することを求めてきた。

(7) 司法サービス

日本は外国弁護士が日本において国際法務サービスを効率的な形で提供する能力に制約を課している。米国政府は引き続き日本に対し、特に次の方法を通じて法務サービス市場をさらに開放するよう求めている：外国弁護士が専門法人を設立すること及び専門法人を設立したか否かを問わず、複数の支店を日本に開設することを認めること；及び新規外国法務コンサルタントの登録手続の迅速化。米国政府はまた、日本に対し、日本の弁護士が海外の弁護士とともに国際法務パートナーシップに加盟することについて、法的な障害や弁護士会において障害がないことを確保するための措置を日本が取るよう要請している。

(8) 医療サービス

厳格な規制によって、外国事業者を含む営利企業が包括的サービスを行う営利病院を提供する可能性等、医療サービス市場への外国アクセスが制限されている。

(9) 教育サービス

依然として残る過度な規制が、外国の大学が日本に分校の開設を思いとどまらせる原因の一つであり、これは行政的な要求や教育学上の選択への制約という形で障壁となっている。

米国政府は、外国大学が日本の教育環境に対し独特な貢献を提供し続けることができるように、引き続き日本の文部科学省に対し、外国大学と取り組むことを通じ、日本の大学に匹敵するような税制上の優遇措置を与えるための全国規模の解決策を探ることを求めている。

3 知的財産保護及び執行

日本は一般的に強固な知的財産権保護と執行を行っているが、米国政府は引き続き日本に対し、二国間協議・協力及びマルチや地域的な会議を通じ、知的財産権保護と執行の改善を求めている。

2010年には、米国政府は引き続き日本に対し、最近の国際的潮流に沿って著作権及び関連する権利のすべての対象について保護期間を延長するよう求めた。加えて、著作権法の改正が2010年に施行され、特に、これにより私的利用の例外条項は、音楽作品や映像が違法なソースから意識的にダウンロードされた場合は適用されないことが明らかとなった。米国政府は、また、日本政府に対し、このような私的利用例外への制限が著作権や関連する権利によって保護されるすべての作品にも広げられるよう引き続き求めていく。

米国政府は、日本に対し、デジタル環境における海賊対策を含め、海賊率を引き続き引き下げるよう求めてきた。警察や検察は、権利者の申し立てなしには、知的財産

犯罪を独自に取り締まる職権上の権限を欠く。日本のインターネット事業者（ISP）責任法も、インターネット上の権利保持者の作品に十分な保護を与えるためには、改善されなければならない。加えて、日本の法律は、技術的保護手段の回避、そのような回避のために使用されるツールの密輸、及び回避サービスの提供に対し、効果的な刑事・民事上の対処法を講じるべきである。

4 政府調達

(1) 建設、建築及び土木工事

日本の公共事業セクターへの米国の設計・コンサルティング及び建設企業の参入を制限する、談合を含む問題ある慣行が続いている。

米国政府は、この広汎な問題の対策のため、より効果的な行動をとるよう引き続き日本に対し働きかけていく。米国政府はまた、日本に対しGPA（WTO政府調達協定）上の鉄道分野の調達の安全注釈について撤廃するか、またはより狭く適用するよう引き続き求めていく。

米国企業が特に関心を抱く、幾つかの大規模公共事業について、米国政府は特別な注意を払っている。これらは、外環道を含む主要高速道路、主要公共建築物、鉄道調達、都市開発及び再開発事業、計画的港湾施設拡張事業、主要なPFI事業、さらに未実施または未完成のMPA（「大型公共事業への参入機会等に関する我が国政府措置」）事業等である。米国政府はまた、「グリーン」建築、設計、調達に関する動向にも注視していく。

(2) 情報通信(IT)

透明性欠如、単独供給契約への過剰な依存、知財所有権への制限等が、特に、日本政府のIT調達への米国企業の参加を妨げている。したがって、米国政府は、日本に対し、技術的中立性や相互運用性の原則に基づく国際的な技術の潮流や基準を反映する国内の政府横断的な政策の遂行等を通じて、日本が政府調達に一層の競争、透明性、公平性を導入することを求めてきた。米国政府は、クラウドコンピューティング事業にかかる日本の政府調達がクラウド事業提供者によって使用される技術との関係で中立的となるよう働きかけている。

5 投資障壁

世界第3位の経済大国であるにもかかわらず、日本は依然としてOECD加盟国のどの主要国と比べても投資全体に占める対内直接投資が最も低い。他のOECD諸国では外国直接投資の8割を占める対内M&A活動も日本においては遅れている。

様々な要因が日本におけるクロスボーダーM&Aを困難にしている。それらは、外国人投資家に対する態度、株主の利益よりもゆるぎない経営陣を保護する不適切なコーポレートガバナンスのメカニズム、財務の透明性や情報開示の不足等である。

6 反競争的慣行

日本は競争政策の強化のため、近年重要かつ前向きな取組をしてきたが、カルテル的行動や談合を撲滅するためには更なる取組が必要。同時に、現行の独占禁止法の執行のためのシステムがデュー・プロセス保護を十分に与えているかについては懸念が存続する。

(1) 独占禁止の遵守及び抑止の向上

米国政府は引き続き日本が本格的な独占禁止法違反に対し、執行の実効性を最大限にするよう取り組むことを求めてきた。

大学院レベルの経済学の訓練を受けた職員の数の不足という要因により公正取引委員会の独占禁止法を執行する能力が制限されている。この要因は、公正取引委員会が、カルテル的行動でないことを適切に評価するために必要とされる注意深い経済分析に従事することを妨げる。米国政府は引き続き、公正取引委員会がその経済分析能力を向上させることを求める。

(2) 公正取引委員会の手続的公正と透明性の向上

公正取引委員会は、発出される停止命令や追徴金支払命令の対象企業に対し、公正取引委員会職員からの証拠を見直すこと及び最終命令発出の前に、証拠を提出し抗弁することを認めているものの、現行のシステムが十分な法の適正手続を保障しているのかについて疑義が生じている。

経済界及び法曹界からも、公正取引委員会の調査手続における特定の側面における手続的公正性の欠陥について指摘がされた。

(3) 談合撲滅のための手段拡充

米国政府は、政府調達における利害の衝突を防ぐため、政府関係者による談合への関与を撲滅するための努力を改善し、及び行政措置減免制度を拡大するためには追加的な措置が必要であるとの懸念を引き続き表明する。

7 その他分野及び分野横断事項の障壁

(1) 透明性

米国政府は、政府の規制や政策決定プロセスにおける高い透明性を達成するための新たな施策を採用するよう日本に強く求めてきている。

ア 諮問機関

米国政府は、すべての利害関係者に対して、諮問機関及び他の政府開催のグループに参加し、またこれらに対して直接情報提供できるような、豊富で有意義な機会が適切に提供されるように保証するための新たな要件を採用することにより、これら諮問機関及びグループの透明性を保証することを求め続ける。

イ パブリックコメント

米国政府は、日本が既存のパブリックコメントが十分に実施されていることを保証し、制度をさらに改善するために追加の改正を行うことの必要性を強調している。

ウ 規制と規制執行の透明性

民間部門がコンプライアンスを必要とする規制と規制の公的な解釈に関する十分な情報を持つことを保証するため、米国政府は、日本が特に省庁と機関に対して、規制と、規制に一般的に適用される解釈に関するすべての政策方針を公表するように命じるように求めている。

(2) 商法

米国政府は、取引上合理的に適用されうる課税繰延措置の有無を含め、国境を越える合併買収の障害を特定・撤廃するよう、また、日本企業が買収防衛策を採用し、もしくは株式持ち合いに従事するときに、株主の利益が適切に保護されるように対策を講じることを日本に対して求め続けている。

米国政府はまた、積極的かつ適切な議決権行使を促進・奨励すること、社外取締役の独立性を確保し、取締役会での役割を増大させること、取締役と大株主の受託義務の明確化により少数株主の保護を強化すること、上場企業の企業統治を改善し、少数株主の利益の保護を保証するような上場規則とガイドラインを採用するように証券取引所に求めること等により、商法と企業統治システムを一層改善するよう日本に求め続けている。

米国政府は、日本支社を通して日本で主要な事業を合法的に実施しようとする米国企業への悪影響を防止するように、会社法第821条の曖昧さを解決するよう改正することを日本に期待し続けている。

(3) 自動車及び自動車部品

米国メーカーが新技術（燃料電池自動車など）を使った自動車を試験やデモンストラーションのために持ち込もうとする際に、手続きが不透明である等の障害に直面する。また、新たな安全性能を持つ自動車を持ち込む際にも同様である。このような規制障壁を改善するよう、また、基準や規制を課す際には国際整合性を十分考慮するよう、引き続き日本に働きかける。

(4) 医療機器及び医薬品

米国と日本での医薬品の導入の間には、平均で約2年間のタイムラグがあり、また、日本では、欧米の医療機器の約半分しか利用できない。米国政府は日本に対し、民間部門による革新的な製品の開発を促し、そのような製品への患者のアクセスを改善するよう、改革に取り組むことを引き続き求める。

医療機器に対する日本の償還価格政策は、市場に革新的な医療技術が導入されることを阻害し続けている。内在的な予測不可能性と不安定性を解消するため、医療機器の外国平均価格調整ルールを廃止するか、少なくとも次の隔年の償還価格改定に適用されるルールは、前回適用されたルールよりも負担を大きくしないことを保証するよう求める。

試行的に導入されたいわゆる薬価維持加算については、その恒久化を求める。また、市場拡大再算定制度など、革新的な医薬品の開発と導入を妨げる他の償還政策を導入することを控えるよう日本に求める。

(5) 血液製剤

米国政府は、血液血漿製剤の輸入規制を緩和することによって、患者の血漿製剤へのアクセスを拡大するよう日本に求めている。さらに、米国政府は、日本に、製品のレビューの効率性を向上させ、血漿製剤の表示の無差別性を確保することを引き続き求めている。償還に関しては、血漿製剤の特殊性を考慮した保険償還制度の検討を求めている。

(6) 栄養補助食品

健康強調表示に対する非常に負担の大きい規制が主要な懸念である。食品添加物申請に要する長いリードタイム、栄養補助食品の製造に際しての有機溶剤の使用制限、栄養補助食品に対する輸入税が、同じ成分が含まれる医薬品に比して高いこと、安息香酸やソルビン酸のような自然に発生する微量の物質のための検疫所での出荷の遮断、新成分の分類における透明性の欠如、健康食品関連規制の制定プロセスにおける透明性の欠如に対しても懸念がある。

(7) 化粧品及び医薬部外品

医薬部外品として分類される特定の製品に対する市販前承認のプロセスは、負担が大きく、透明性を欠き、製品の安全性・品質・有効性を高めるとは思われない要件を含む。また、化粧品と医薬部外品の広告・表示の規制が、企業が消費者に製品の利点を伝えることを妨げている。米国政府は引き続きこれら及びその他の問題に取り組むようを求め続ける。

(8) 食品及び栄養機能食品の成分開示要求

新開発食品及び栄養機能食品について、成分と食品添加物の名称・割合・製造工程の表記を求めていることは、負担が大きく、専有情報の競争相手への漏出の危険もある。

(9) 航空宇宙

米国政府は、米国企業が日本の衛星市場に参画できる機会を十分に得られるよう働きかけている。

(10) ビジネス航空

米国政府は、民間航空会社に特化した民間航空の規制がビジネス航空へも適用されていることを見直し、北米、欧州や他の先進諸国でのビジネス航空の扱いと整合するよう、ビジネス航空業界に特化した適切な規制を検討するよう、国土交通省航空局に求め続ける。

国土交通省航空局は羽田空港におけるビジネス航空の使用に関する重要な規制の自由化を発表した。さらに、成田空港ではビジネス航空の設備の提供に関する議論が継続している。しかしながら、ビジネス航空の全体的な規制の枠組みの継続的な改善は、依然として必要である。

(11) 民間航空

米国政府は、羽田空港及び成田空港におけるキャパシティ拡大と混雑緩和のために更なる措置を取り続けるよう日本に対し引き続き求める。

(12) 運輸及び港湾

米国政府は、長年、日本の港湾に関する参入障壁と競争力に関する懸念を持っている。長期的な関係、透明性の欠如、ライセンス要件及びその他の要因は、外国船会社が日本にサービスを提供する能力を大きく制限してきた。